

## 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する要綱

### (許可の申請)

第1条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくはたい積（以下「建築行為等」という。）の許可を受けようとする者は、土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に、別表に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出部数は3部とする。

### (標識の設置)

第2条 法第76条第1項の市長の許可を受けた者は、土地区画整理法第76条第1項許可標識（様式第2）を、当該行為地の見やすい場所に設置しておかなければならない。

### (書類の経由)

第3条 第1条の規定により市長に提出する申請書は、当該土地区画整理事業の施行者（以下「施行者」という。）を経由しなければならない。この場合において、申請書を受理した施行者は、当該申請に係る建築行為等が当該土地区画整理事業に及ぼす障害等について調査し、意見書（様式第3）を添えて市長に送付するものとする。

### (事務処理の経緯等)

第4条 申請書が施行者に提出されて、申請者に許可書等が交付されるまでの事務処理の経緯は、別添事務処理表による。

2 許可事務の処理期間は、特殊な事例を除いて原則として7日以内とする。

### (施行者における事務処理)

第5条 施行者は、申請内容について直接利害を有すると共に第3条に規定する意見書を提出する必要があるため、次の事項に留意して事務処理を行うこと。

(1)申請書は記載事項の正誤及び添付図面の有無を確認の上、受理すること。

(2)申請書の受理にあたり、記載事項以外の確認は必要ではなく、また申請に対する行政処分の権限は何ら有しないこと。ただし、事前の助言及び指導をすることについてはこの限りではない。

(3)施行者の処理期間は、申請者の権利の保護の観点から、原則として7日以内とすること。

#### (許可の基準)

第6条 許可の基準は、原則として次のとおりとする。

(1)仮換地が指定されている場合

ア 許可することを原則とする。

イ 許可には原則として条件を付けないものとする。

(2)仮換地が指定されていない場合

次に該当する場合には原則として許可するものとし、必要に応じて条件を付けることができる。

ア 施行者の意見が事業施行に対して障害のない旨のものであること。

イ 事業計画に適合し、計画施設及び換地設計に支障がないものであること。

#### (許可の条件)

第7条 許可に対してつける条件は、許可の効果を制限するものであるため、必要最小限の範囲内とし、条件を付けた場合にはその履行確保に留意すること。

#### (審査上の留意事項)

第8条 この許可は、申請のあった建築行為等が事業施行に対して障害となるおそれの有無について判断すれば足りる性質のものであり、その建築行為者が土地の使用についての権限を有するかどうかの判断まで必要としない。また申請書の記載事項以外の申請者に係る資金、家族構成等については調査しないこと。

2 借地に建築行為等を行う申請について、土地所有者の土地使用承諾書等は原則として必要としない。

(建築行為等の許可)

第9条 第1条第1項の申請の許可をしたときは、土地区画整理事業施行地区内の建築行為等について(許可)(様式第4)を申請者に交付するものとする。

(取下げ届、中止届及び変更申請書)

第10条 許可又は不許可の通知をする前に、申請者が建築行為等の変更により申請を取下げの場合の届出は、取下げ届(様式第5)によるものとし、施行者を經由しなければならない。

2 許可の通知後に、許可行為を取下げの場合の届出は、中止届(様式第6)によるものとし、施行者を經由しなければならない。

3 許可の通知後に、建築行為等の変更がある場合の申請は、変更申請書(様式第7)に、変更に関する図書を添付して市長に提出しなければならない。添付図書は変更前及び変更後を対照させたものとする。この場合において、第2条から第8条までの規定を準用する。

4 取下げ届及び中止届の提出部数は2部、変更申請書の提出部数は3部とする。

(建築行為等の変更の許可)

第11条 第10条第3項の申請の許可をしたときは、土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の変更について(許可)(様式第8)を申請者に交付するものとする。

(開発許可及び建築確認との関係)

第12条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に基づく開発許可申請及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく建築確認申請を必要とする行為については、次のとおりとする。

(1) 仮換地が指定されている場合にあつては、申請書及び変更申請書が市長において受理された後に申請をすること。

(2) 前号(1)以外の場合にあつては、第9条及び第11条の規定による許可があつた後に申請をすること。

(書類の保存)

第13条 この許可に関する書類の保存期間は、5年とする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の修正をして使用することがある。

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書			
年 月 日			
(宛先) 春日井市長			
住 所			
氏 名			
{ 名称及び 代表者氏名 } 電話 局 番			
次のとおり建築行為等を許可してください。			
行為の場所			
行為地の面積	平方メートル		
行為の種類	建築物 新築 の 改築 ・ 土地の形質 ・ 移動の容易 の 設置 工作物 増築 変 更 でない物件 たい積		
許可を受けようとする行為の概要	構造	建築物等 面 積	m <sup>2</sup> m 用途
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
専 用 印 欄	施行者	市	

(注) 添付図書として付近見取図、仮換地ブロック図、配置図、平面図、縦横断面図、排水経路図、立面図、擁壁等構造図を添付すること。

連絡先  
(TEL)

様式第2

土地区画整理法第76条第1項許可標識	
許可年月日番号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事施行者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで

# 意見書

申請者の住所および氏名 (名称および代表者氏名)					
行為の場所の所有者の住所および氏名 (名称および代表者氏名)					
事業計画との関係の適否		都市計画道路	区画道路	公園緑地	その他の公共施設
申請者および添付図と現地の照合調査の意見					
参考事項	仮換地指定等				
	用途地域等	用途地域	容積率	建ぺい率	
事業施行の障害の有無					
許可条件等についての希望					

年 月 日付の申請についての意見は、上記のとおりです。

年 月 日

施行者  
代表者

様

春日井市長

印

土地区画整理事業施行地区内の建築行為等について(許可)

年 月 日付けで申請のありました 土地区画整理  
事業施行地区内の建築行為等は、土地区画整理法第 7 6 条第 1 項の規定に基づき、  
(下記の条件を附して) 許可します。

記

条件

1 建築行為等の行為地の見やすい所に次の様式のような許可標識を設置しておくこと。

土地区画整理法第 76 条第 1 項許可標識	
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
許 可 を 受 け た 者 の 氏 名 ( 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 )	
工 事 施 行 者 の 氏 名 ( 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 )	
工 事 施 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
30 センチメートル以上	

↑  
30  
センチ  
メー  
トル  
以  
上  
↓

←

→

- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 4 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

土地区画整理事業施行地区内建築行為等申請取下げ届

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 所

氏 名

〔名称及び  
代表者氏名〕 電話 局 番

年 月 日付けの土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の申請を取下げます。

書類送付欄	施行者	市

連絡先  
(TEL)

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可中止届

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 所

氏 名

{ 名称及び  
代表者氏名 } 電話 局 番

年 月 日付けで申請しました土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等を中止します。

書類經由欄	施行者	市

連絡先  
(TEL)

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可変更申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 所

氏 名

{ 名称及び  
代表者氏名 } 電話 局 番

次のとおり建築行為等を変更します。

当初の申請年月日	年 月 日		
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
変更内容	建築物 の改築 工作物 増築	新築 ・ 土地の形質 変更	移動の容易 の設置 でない物件 たい積
変更許可を 受けよう とする行為の概要	構造	建築物等 面積	m <sup>2</sup> m 用途
変更部分に係る 工事着手 予定年月日	年 月 日	変更部分に係る 工事完了 予定年月日	年 月 日

申請 者 の 印 鑑	施行者	市

(注) 添付図書は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

連絡先 (TEL)

様式第8

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

印

土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の変更について(許可)

年 月 日付けで変更申請のありました 土地区画 整理事業施行地区内の建築行為等は、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、変更を許可します。

条件

- 1 建築行為等の行為地の見やすい所に次の様式のような許可標識を設置しておくこと。

土地区画整理法第76条第1項許可標識	
許可年月日番号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事施行者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで

↑  
20センチメートル以上  
↓

← 30センチメートル以上 →

- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 4 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別表

行為の種類	図面の種類	縮 尺	明 示 す べ き 事 項
建築物その他の 工作物の新築、 改築又は増築	附 近 見 取 図		方位、施行箇所、道路その他の交通機関、目標となる土地・建物 (駅、停車場、公共建築物、河川湖沼等)
	立 面 図	50分の1から600分の1 の範囲	隣地の建築物等との離隔
	配 置 図	50分の1から600分の1 の範囲	方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地内の申請に係る建築行為 等及び既存の建物等の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、 排水経路及び材料
	平 面 図	50分の1から600分の1 の範囲	方位、各階の間取、各室の用途及び壁の位置
	仮換地ブロック図 (仮換地未指定地区 を除く)	200分の1から1000 分の1の範囲	方位、所在地、地番、敷地の面積、境界線の距離、現況地目
土地の形質変更 又は移動の容易 でない物件の設 置若しくはたい 積	附 近 見 取 図		方位、施行箇所、道路その他の交通機関、目標となる土地・建物 (駅、停車場、公共建築物、河川湖沼等)
	配 置 図	50分の1から600分の1 の範囲	方位、所在地、地番、敷地の境界線、敷地内の申請に係る建築行為 等及び既存の建物等の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員
	縦 横 断 面 図	50分の1から600分の1 の範囲	土地の形質変更の場合には、変更前後の形態及び性質、移動の 容易でない物件の設置若しくはたい積の場合には、物件の名称
	仮換地ブロック図 (仮換地未指定地区 を除く)	200分の1から1000 分の1の範囲	方位、所在地、地番、敷地の面積、境界線の距離、現況地目

